

文京区特別区税条例等の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正等に伴い、文京区特別区税条例（昭和 39 年 12 月文京区条例第 44 号）の規定を整備する。

2 改正内容

(1) 住宅借入金等特別税額控除の延長等

| 事項 | 改正内容 |
|---|---|
| 1 付則第 3 条の 5 の 2 （改正） （区民税の住宅借入金等特別税額控除） | 住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、適用期限を 4 年間延長し、令和 20 年度分までとする。 |

(2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致

| 事項 | 改正内容 |
|--|--|
| 2 第 15 条 （改正） （所得割の課税標準） | 上場株式等の配当所得等について、区民税に係る課税方式を所得税と一致させることとされたことに伴い、規定を整備する。 |
| 3 第 20 条の 2 （改正） （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） | |
| 4 付則第 8 条 （改正） （上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例） | |
| 5 付則第 14 条の 2 （改正） （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例） | |
| 6 付則第 14 条の 3 （改正） （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例） | |

(3) その他規定の整備

3 施行期日

(1) 住宅借入金等特別税額控除の延長等

令和 5 年 1 月 1 日 事項 1（付則第 3 条の 5 の 2）

(2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致

令和 6 年 1 月 1 日 事項 2 から事項 6 まで（第 15 条、第 20 条の 2、付則第 8 条、付則第 14 条の 2 及び付則第 14 条の 3）

(3) その他規定の整備

公布の日、令和 5 年 1 月 1 日及び令和 6 年 1 月 1 日